

業 務 仕 様 書

1 業務名

下水道施設文書等運搬業務

2 業務の概要

受託者は、本市の指定する文書等運搬袋及び検体運搬ボックス（以下「運搬袋等」という）を、令和6年4月1日から翌年3月31日のうち、毎週月曜日から金曜日に運搬するものとする。ただし、次の各号に掲げる日は運搬しない。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

なお、別紙のとおり検体運搬日を指定する。ただし、業務上必要が生じた場合は、本市と受託者との協議により検体運搬日を変更できるものとする。

3 公文書の取扱いに関する留意事項

受託者は、公文書を取り扱うという業務の重要性を認識し、情報の漏えい、運搬物の盗難、滅失、き損、汚損、その他の事故がないように適切な措置を講じなければならない。

4 集配要領

運搬袋等の運搬に当たっては、次の各号に掲げる要領によるものとする。

(1) 各施設名及び住所は別紙のとおり。

(2) 下水道計画課及び運搬箇所における運搬袋等の授受は、本市の指定する場所及び方法で行うこと。

(3) 運搬箇所への運搬車の運行経路は、次のとおりとする。

ア 通常日

下水道河川局庁舎（下水道計画課）→東部下水管理センター→豊平川水処理センター→創成川水処理センター→水質管理係（創成川水処理センター敷地内）→新川水処理センター→西部下水管理センター→下水道河川局庁舎（下水道計画課）

イ 検体運搬日

下水道河川局庁舎（下水道計画課）→定山溪水再生プラザ→東部下水管理センター→豊平川水処理センター→創成川水処理センター→水質管理係（創成川水処理センター敷地内）→新川水処理センター→西部下水管理センター→下水道河川局庁舎（下水道計画課）

(4) 業務履行前に、以下の書類を提出すること。

- ア 従事者届出書（様式1）
- イ 従事者の運転免許証の写し
- ウ 運搬車の車検証

なお、履行期間中に提出内容の変更があれば、都度提出すること。

(5) 通常日の業務は、原則、午前8時に開始し午前11時まで完了すること。また、検体運搬日の業務については、原則、午前8時に開始し正午までに完了すること（各配送物については、信書便法第2条第7項第2号に基づき、差し出された時から3時間以内に配達すること）。なお、道路事情等により、遅れが著しいときは、本市に連絡し指示を受けること。

(6) 運搬袋等の取扱いは特に慎重を期すこと。

(7) 運搬車の運行、その他運搬袋等の取扱について疑義のあるときは、その都度、本市の指定する担当職員に問い合わせ、指示を受けること。

(8) 検体の集配は、定山溪水再生プラザから水質管理係へ運搬すること。なお、空ボックスは後日、下水道計画課経由で定山溪水再生プラザに返納すること。

(9) 毎月の業務完了後は、完了届（様式2）及び月内分の業務日誌（様式3）を速やかに本市へ提出すること。

5 契約金額の支払い

毎月の業務完了後に検査を受け、合格の場合は各月の定められた金額を請求することができる。支払方法は毎月均等払いとする。なお、各月に1円未満の端数があるときは切り捨て、端数については全て初月に支払うものとする。

6 環境への配慮

本業務においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (3) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (4) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

7 文書運搬業務を実施する上での留意事項

- (1) 運搬中は運搬物を開いたり、運搬場所以外の場所に持ち出したりしてはならない。

- (2) 運搬物の授受の際など運搬車両から離れる際には必ずエンジンキーを抜き、車両に施錠すること。
- (3) 道路交通法や交通規則等の法令を遵守すること。
- (4) 運搬中の事故や荷崩れ等により運搬物の中の文書が散乱した場合には、受託者の負担により直ちに散逸した文書の確保収集に努めるとともに、本市の指定する担当職員に連絡すること。
- (5) 運搬車両が交通事故を起こした場合は、直ちに本市の指定する担当職員に連絡するとともに、受託者の責任において事故処理に当たること。また、事故及び事故処理の状況については、文書により速やかに報告すること。

8 その他

この仕様書は、運搬業務の実施に関する大要を示すもので、本仕様書に記載されていない事項であっても軽微なものについては、誠意をもって行うものとする。なお、運搬業務の執行に当たっては、常に円滑な推進を図り、業務の停滞、その他の理由による混乱等が起こらないよう、万全を期さなければならない。

別 紙

検体運搬日

令和6年4月	2日(火)、10日(水)、15日(月)、25日(木)
5月	8日(水)、14日(火)、20日(月)、29日(水)
6月	4日(火)、12日(水)、17日(月)、26日(水)
7月	2日(火)、11日(木)、16日(火)、24日(水)
8月	6日(火)、14日(水)、19日(月)、28日(水)
9月	3日(火)、12日(木)、17日(火)、25日(水)
10月	1日(火)、10日(木)、15日(火)、23日(水)
11月	5日(火)、13日(水)、18日(月)、27日(水)
12月	3日(火)、11日(水)、16日(月)
令和7年1月	7日(火)、15日(水)、20日(月)、29日(水)
2月	4日(火)、12日(水)、18日(火)、26日(水)
3月	4日(火)、12日(水)、17日(月)、26日(水)

※ただし、業務上の都合等により検体運搬日を変更する場合があります。

各施設住所

施設名	住所
下水道計画課	札幌市豊平区豊平6条3丁目 下水道河川局庁舎3階
定山溪水再生プラザ	札幌市南区定山溪温泉東1丁目
東部下水管理センター	札幌市白石区本通20丁目北2
豊平川水処理センター	札幌市白石区菊水元町8条3丁目
創成川水処理センター	札幌市北区麻生町8丁目
水質管理係	札幌市北区麻生町8丁目
新川水処理センター	札幌市西区八軒9条西7丁目
西部下水管理センター	札幌市西区八軒9条西7丁目

(様式1)

下水道施設文書等運搬業務従事者届出書

札幌市長 様

下水道施設文書等運搬業務にあたり、下記の者を従事者として選任いたします。

氏名	免許番号	有効期限年月日	備考

従事期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

令和 年 月 日

会社名

印

※従事者変更の都度、届け出てください。

<h1>完了届 (月分)</h1>			
			令和 年 月 日
札幌市長 様			
受託者			
(役務番号) 第 号			
(役務名) 下水道施設文書等運搬業務			
上記役務は、令和 年 月 日完了したのでお届けいたします。			
(なお、完了した役務内容は、業務日誌等にて報告したとおりです。)			
下水道計画課長	事務係長	係	受付 令和 年 月 日
			完了を確認した職員
			㊟
この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次のものに命じ、令和 年 月 日に検査を実施してよろしいか。			
検査員	職	氏名	
立会人	職	氏名	

下水道計画課長	事務係長	係	
<h2>役務履行検査報告書</h2>			
			令和 年 月 日
			検査員 ㊟
			立会人 ㊟
上記役務の検査結果は、次のとおりであったので報告いたします。			
契約金額	金 円 (総額)		
支払金額	金 円		
契約年月日	令和 年 月 日		
実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
完了検査年月日	令和 年 月 日		
完了検査の結果			
備考			

(様式3)

業 務 日 誌

(令和 年 月 日分)

稼働時間

業務開始	時 分
業務完了	時 分

文書運搬

東部下水管理センター	豊平川水処理センター	創成川水処理センター	水質管理係
確認印	確認印	確認印	確認印
新川水処理センター	西部下水管理センター		下水道計画課
確認印	確認印		確認印

検体運搬

空ボックス運搬

定山溪水再生プラザ	水質管理係			定山溪水再生プラザ
確認印	確認印			確認印

特記事項

.....
.....
.....

※ 受渡しに当たっては、各課から確認印を受けること。